

(2) 土地改良区理事への女性登用に向けた行動計画について

- ・「男女共同参画の推進」については、「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）」における農林水産業への女性参画を促進するため、令和7年度までに「女性理事が登用されていない土地改良区数を0」及び「理事の10%を女性理事とすること」を目標としている。
- ・ 国の取り組みを踏まえ、県は「農山漁村における男女共同参画促進に関する取組計画（令和5年3月）」において、令和9年度までに「女性理事が登用されていない土地改良区数を0」及び「理事の10%を女性理事とすること」を目標としている。
- ・ 土地改良団体における男女共同参画を進めるため、農林水産省農村振興局がパンフレット「誰もが活躍する農業・農村を目指して（令和5年1月）」を発刊し、女性理事を登用に向けた取組や行動計画作成方法を示しているところである。
- ・ 令和3年度に九州農政局、県農地整備課、県土改連がメンバーとして設立された「土地改良区運営基盤強化協議会」においても、「男女共同参画の推進」については、令和5年度の重点推進方策として設定している。
- ・ 令和5年3月末現在、鹿児島県内で女性理事を登用している土地改良区数は10土地改良区、全理事に対する女性理事の割合は1.1%
- ・ 令和5年8月1日付けで97土地改良区に行動計画の提出を依頼し、38土地改良区から提出はあったが、6割の土地改良区が未提出の状況である。
- ・ 特に令和5年度から令和7年度に理事の改選を控えている土地改良区については、必ず女性理事登用の検討をお願いしたい。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標 (期限)
地域における 10 代~20 代女性の人口 に対する転出超過数の割合	1.33% (2019 年)	0.80% (2025 年)
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織 数	273/1,703 (2019 年度)	0 (2025 年度)
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019 年度)	20% (早期)、 更に 30%を目指す (2025 年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合		
女性役員が登用されていない組 織数	107/639 (2018 年度)	0 (2025 年度)
役員に占める女性の割合	8.0% (2018 年度)	10% (早期)、 更に 15%を目指す (2025 年度)
土地改良区 (土地改良区連合を含む。) の理事に占める女性の割合		
女性理事が登用されていない組 織数	3,737/3,900 (2016 年度)	0 (2025 年度)
理事に占める女性の割合	0.6% (2016 年度)	10% (2025 年度)
認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019 年 3 月)	5.5% (2025 年度)
家族経営協定の締結数	58,799 件 (2019 年度)	70,000 件 (2025 年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020 年度)	10% (2025 年度)

農山漁村における男女共同参画促進に関する取組計画（令和5年3月）

1 策定の目的

農林水産業や農山漁村において、女性は重要な役割を果たしていることから、男女を問わず、その持てる力を十分に発揮し、評価され、意思決定に参画することによって、農林水産業や農山漁村を男性と女性がともに担うことができる、男女のパートナーシップを確立することが必要である。

県では、平成7年に「鹿児島県農山漁村女性ビジョン」を策定し、平成10年からは、目標値を定めた「農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標」（以下「パートナーシップ指標」という）（第1次）を策定し、これまで第5次にわたって改訂を重ね、農山漁村における男女共同参画を推進してきた。

これまでの取組状況やその成果、男女共同参画を取り巻く状況なども踏まえて、今後取り組むべき目標や取組方策、推進するための数値目標となる「第6次パートナーシップ指標」などを示した「農山漁村における男女共同参画促進に関する取組計画」を策定する。

2 策定の性格・位置づけ

この指標は、「鹿児島県男女共同参画基本計画」や「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」を推進するためのものである。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」及び「水産基本計画」の施策のひとつである、農林水産業への女性参画を促進するためのものとしても位置づけられる。

なお、この指標は、関連する機関・団体の事業計画等と密接に連携しながら展開するもので、それぞれの機関・団体が役割を理解し、主体的な取組を進めるためのものである。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

ただし、社会情勢の変化や新たな男女共同参画関連計画の策定、見直しなどにより、計画期間内においても必要に応じて見直しの検討を行う。

第6次農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

(令和5年3月)

場面	項目		令和3年度 (現況)	令和9年度 (目標)	目標値の考え方	担当部署
女性の主体的な参画の拡大	農業分野	女性農業経営士の認定者数	476人	550人	農政普及課等の育成目標に基づく推計	経営技術課
		JA正組合員のうちの女性の比率	21.0%	30%以上	第27回JA県大会(R3.11)での決議内容	JA県中央会(農業経済課)
	林業分野	青年林業士等の中の女性の認定者数	3人	4人	①年間の青年林業士等育成目標6人 ②5年間で1人を育成(新たな育成)	森林技術総合センター
	水産業分野	指導・青年漁業士のうち女性の認定者数	4人	7人	5年間で女性を2人以上認定	水産振興課
方針決定の場への参画拡大	県の審議会等委員の女性の登用率(農林水産分野)		42.5%	40%以上 60%以下	第4次県男女共同参画基本計画(R5.3)	男女共同参画室
	農業委員会	複数女性委員の登用市町村数	32	全て (43市町)	平成22年度国の通知による(22経営第2424号)	県農業会議 農村振興課
	農業協同組合	総代のうちの女性の比率	12.0%	15%以上	第27回JA県大会(R3.11)での決議内容	JA県中央会 (農業経済課)
		役員の中の女性の比率	10.7% (全JA平均)	全JAで早期に10%, 10%確保 JAは15%を検討		
	土地改良区	女性理事が登用されていない組織数	93	0	第5次男女共同参画基本計画(R2.12内閣府)	農地整備課
理事に占める女性の割合		0.65%	10%			

九州農政局長 殿

農村振興局長

土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について

土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）における男女共同参画の推進は、農村地域において高齢化の進展や人口減が顕著となる中、多様な人材が活躍できる機会を創設し、その能力が適切に発揮されることにより、土地改良区等の適正な事業・組織運営の確保と、農村の活性化に資する極めて重要な取組であり、今後早急な対応が望まれるところである。

このため、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、土地改良区における男女共同参画の目標として、2025 年度までに理事の 10%を女性理事とすること等を掲げるとともに、「新たな土地改良長期計画」（令和 3 年 3 月 23 日閣議決定。第 5 次男女共同参画基本計画と併せて、以下「第 5 次計画等」という。）においても、当該目標の達成に向けた取組を積極的に進めていく旨を盛り込んだところである。

このような動きを受けて、これまでも都道府県単位で設立する土地改良区運営基盤強化協議会などを通じて関連する取組を進めているところであるが、目標年度まで 4 年を切る中、期間内に目標を達成するためには、今後更なる取組の推進が必要である。

以上のような状況を踏まえ、土地改良区等における男女共同参画の取組を一層促進するため、下記のとおり対応の強化を図ることとしたので、ご了知いただくとともに、貴局管内の各県知事に対して通知願いたい。

記

1 土地改良区運営基盤強化協議会を軸とした具体的取組の推進

土地改良区運営基盤強化協議会（以下「協議会」という。）は、土地改良区等における男女共同参画の推進の中心的な役割を果たすため、次の取組を行うこととする。

(1) 目標及び行動方針の策定

協議会は、各都道府県内の土地改良区等における女性の理事の登用状況を踏まえた上で、土地改良区等の理事に占める女性の割合について 2025 年度を目途とした目標を設定するとともに、当該目標の達成に向けた行動方針を策定する。

(2) 土地改良区等に対する積極的な働きかけ

協議会は、土地改良区等に対して女性理事登用等の働きかけを行うなど、上記（1）で定めた行動方針に沿った具体的取組を実行するとともに、土地改良区等において男女共同参画

推進の意義・重要性に対する理解醸成が図られるよう、協議会の各構成員への情報共有のほか、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会が開催する土地改良区役職員への研修など様々な機会を活用し、取組方針等について周知徹底することとする。

なお、第5次計画等の目標達成を図るため、土地改良区等の理事の改選時期に関わらず、理事定数の増加等に併せ、員外理事制度を活用した女性理事登用が促進されるよう配慮することとする。

(3) 相談窓口の設置

協議会は、土地改良区等において員外理事制度を活用した女性理事登用促進が図られるよう指導・助言を行うため、相談窓口を設置する。

2 行政の積極的な対応

協議会は、土地改良区等を指導監督する都道府県を中心に、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、都道府県土地改良事業団体連合会のほか、都道府県内の実情に応じ、関係市町村その他必要な者をもって構成員とすることとされていることを踏まえ、協議会の運営・活動に行政が主体的に関与するものとする。

特に都道府県においては、指導監督その他の農業施策の推進に当たって、土地改良区等との直接的な接点を有する立場を活かし、国及び関係市町村と連携しながら、あらゆる機会に男女共同参画の取組の働きかけを行うこととする。

3 土地改良事業団体連合会における更なる取組の推進

土地改良事業団体連合会は、土地改良区等の協同組織として会員に対する指導・援助や情報提供等を行う立場から、会員である土地改良区等の取組を牽引するとともに、連合会主催の会議や研修会等の機会を活用して、土地改良区等に対して男女共同参画の意義・重要性について浸透を図ることとする。その際、協議会の枠組みを有効に活用するなど行政との連携の強化を図るものとする。

事務連絡
令和5年1月30日

各県土地改良区指導担当課長 殿

九州農政局農村振興部
土地改良管理課 課長

土地改良区運営基盤強化協議会を通じた土地改良区等における男女共同参画の
更なる推進について

土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）における男女共同参画（特に女性理事の登用）については、「土地改良区等における男女共同参画の更なる推進について」（令和4年5月11日付け4農振第351号農林水産省農村振興局長通知）等により、各県に設置された土地改良区運営基盤強化協議会（以下「協議会」という。）の活動を通じ、その推進を図ってまいりました。

一方で、昨年11月22日付け日本農業新聞において、土地改良区等の理事に占める女性の割合は第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に位置付けられた58職種の中で最低の目標達成率である旨、報道されたところです。

このような状況を踏まえ、下記のとおり、土地改良区等における男女共同参画の一層の推進を図ることとしましたので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本件については、県土地改良事業団体連合会土地改良区運営基盤強化協議会担当課長に貴県より通知願います。

記

1 土地改良区等の総（代）会等の機会を捉えた理解醸成の推進

土地改良区等や県土地改良事業団体連合会における総（代）会の開催に際して、県知事等が祝辞等を述べる際に、男女共同参画（特に女性理事の登用）への理解醸成が図られるよう配慮願います。また、土地改良区等の役職員が集まるあらゆる機会において、職員等が挨拶等を行う場合も男女共同参画（特に女性理事の登用）への理解醸成が図られるように関係者への周知について御協力をお願いします。

2 行動計画の作成及び指導・助言

男女共同参画の取組を計画的に実施するとともに、第5次男女共同参画基本計画の目標年度である2025年度までに、土地改良区等における目標を達成するためには、昨年度策定した「誰もが活躍する農業・農村を目指して～土地改良団体における男女共同参画の手引き～」（令和5年1月改定）に記載された「行動計画」を土地改良区等ごとに作成する事が重要となって

きます。このため、協議会において、土地改良区等に対して行動計画の作成を促すとともに、作成した行動計画の提出を求めるものとします。

また、作成された行動計画の実現には、協議会によるバックアップが必要不可欠であることから、行動計画の実現に向け、協議会による指導・助言を適切に実施します。

3 協議会における推進体制の確立

土地改良区等への訪問等直接的な働きかけや地域の人材情報の把握等に当たっては、県の地域（出先）機関や水土里ネット女性の会等との連携が重要になってきます。

協議会において、今後、上記2の行動計画に係る指導・助言等の取組を円滑かつ適切に実施するため、別紙を参照の上、男女共同参画に向けた推進体制の構築を実施します。

令和5年8月1日

鹿児島県内各土地改良区 理事長 様

鹿児島県土地改良区運営基盤強化協議会

土地改良区の女性理事登用に向けた行動計画の提出について（依頼）

かねてから、当協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当協議会は、鹿児島県、鹿児島県土地改良事業団体連合会、九州農政局で構成しており、土地改良区における業務全般について、助言・情報提供等の支援活動を行っています。特に土地改良区の女性理事登用については、男女共同参画の推進という点からも積極的に推進し、先行事例の情報共有や定款変更の相談等様々な支援を行うこととしています。

つきましては、今後の土地改良区に対する支援活動の参考とするため、御多忙のところ誠に恐縮ですが、別添資料「誰もが活躍する農業・農村を目指して」の「行動計画作成ツール」（19 ページ以降）を参考に、女性理事登用に向けた行動計画を作成してくださいようお願いいたします。

なお、行動計画の作成につきまして、不明な点や女性理事登用に関する御相談等がありましたら、下記まで御照会ください。

記

1 行動計画の提出先等

- (1) 提出先 鹿児島県農政部農地整備課用地換地係
- (2) 提出方法 メール、ファクシミリ又は郵送（できるだけメールでお願いします）
- (3) 提出期限 令和5年9月22日（金）

2 女性理事登用に係る相談窓口

- (1) 九州農政局土地改良管理課（TEL：096-300-6434）
- (2) 鹿児島県土地改良事業団体連合会地域支援課（TEL：099-223-6116）
- (3) 鹿児島県農地整備課用地換地係（TEL：099-286-3253）

鹿児島県土地改良区運営基盤強化協議会事務局 担当：亀甲，岡元（鹿児島県農地整備課用地換地係） 〒890-8577 住所 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL：099-286-3253 FAX：099-286-5602 Mail：youkan@pref.kagoshima.lg.jp
--

【行動計画記入表】

土地改良区の状況： _____ 土地改良区

理事任期：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

理事数 _____ 人

登用する女性理事の人数（10%以上） _____ 人

2023年度（令和5年度）

期別	到達目標	年中行事	行動内容	組織間連携
第1 四半期				
第2 四半期				
第3 四半期				
第4 四半期				

2024年度（令和6年度）

期別	到達目標	年中行事	行動内容	組織間連携
第1 四半期				
第2 四半期				
第3 四半期				
第4 四半期				

土地改良区理事改選予定一覧

R5. 6月現在

番号	管内名	市町名	土地改良区名	理事改選年月	備考
1	始良・伊佐	伊佐市	伊佐市羽月西	R05. 08	
2	北薩	長島町	長島町鷹巣	R05. 09	
3	北薩	阿久根市	脇本中央	R05. 11	
4	大島	奄美市	奄美市	R05. 12	
5	南薩	南さつま市	万世	R06. 03	
6	北薩	長島町	東町伊唐	R06. 03	
7	始良・伊佐	伊佐市	伊佐市平出水	R06. 03	
8	始良・伊佐	霧島市	霧島市国分	R06. 03	
9	始良・伊佐	霧島市	宮内原	R06. 03	
10	始良・伊佐	霧島市	隼人町錦	R06. 03	
11	始良・伊佐	始良市	始良市上名	R06. 03	
12	始良・伊佐	始良市	蒲生町三大字	R06. 03	
13	始良・伊佐	湧水町	湧水町吉松	R06. 03	
14	大隅	鹿屋市	鹿屋市輝北町	R06. 03	
15	大隅	肝付町	肝付町内之浦	R06. 03	
16	大隅	鹿屋市, 肝付町	肝属中部	R06. 03	
17	大隅	錦江町, 南大隅町	両根占	R06. 03	
18	大隅	志布志市	松山町	R06. 03	
19	大隅	志布志市	志布志町安楽	R06. 03	
20	徳之島	徳之島町, 天城町, 伊仙町	徳之島用水	R06. 03	
21	沖永良部	和泊町・知名町	沖永良部	R06. 03	
22	大隅	鹿屋市	鹿屋市和田新田	R06. 04	
23	大隅	曾於市	末吉町	R06. 04	
24	大隅	志布志市	有明町上水流	R06. 05	
25	熊毛	南種子町	南種子町	R06. 05	
26	始良・伊佐	伊佐市	伊佐市大口東	R06. 07	
27	喜界	喜界町	喜界	R06. 07	
28	大隅	鹿屋市	鹿屋市横山原	R06. 08	
29	大隅	大崎町, 東串良町	持留川	R06. 09	
30	大隅	鹿屋市	鹿屋市花岡	R06. 10	
31	大隅	鹿屋市, 肝付町	笠野原	R07. 02	
32	鹿児島	鹿児島市	鹿児島市松元	R07. 03	
33	鹿児島	日置市	吹上町	R07. 03	
34	鹿児島	いちき串木野市	いちき串木野市	R07. 03	
35	北薩	さつま町	さつま	R07. 03	
36	北薩	出水市	高尾野町江内	R07. 03	
37	始良・伊佐	伊佐市	白木	R07. 03	
38	始良・伊佐	始良市	加治木町木田	R07. 03	
39	始良・伊佐	湧水町	湧水町栗野	R07. 03	
40	大隅	鹿屋市	串良町	R07. 03	
41	大隅	志布志市	有明町	R07. 03	
42	大隅	鹿屋市, 志布志市, 大崎町	曾於南部	R07. 03	

【参考1】女性登用状況：

- ・鹿児島市郡山（鹿児島市） → 理事1名
- ・鹿児島市松元（鹿児島市） → 理事1名, 監事1名
- ・隼人町錦（霧島市） → 監事1名
- ・始良市山下（始良市） → 理事1名
- ・伊佐市針持（伊佐市） → 理事1名
- ・鹿屋市光同寺（鹿屋市） → 理事長, 理事2名, 監事1名
- ・鹿屋市西俣（鹿屋市） → 理事1名
- ・鹿屋市南（鹿屋市） → 理事1名, 監事1名
- ・財部町（曾於市, 都城市） → 理事1名, 監事1名
- ・曾於北部（曾於市） → 理事1名
- ・末吉町高松（曾於市） → 監事1名
- ・屋久島（屋久島町） → 理事1名

【参考2】鹿児島県内で活動中の土地改良区数：98